



その購入契約、定期コースではありませんか？

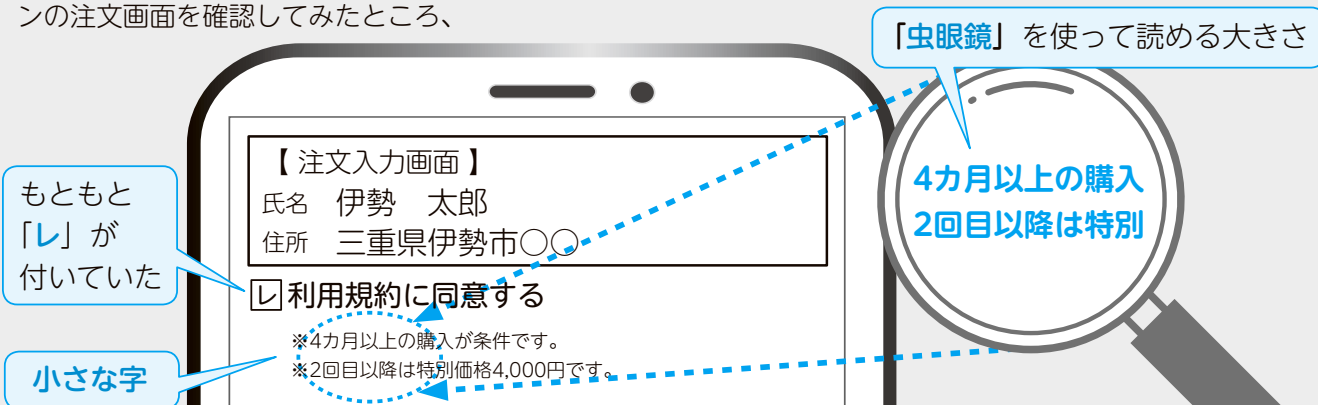
「インターネット・雑誌・テレビショッピングなどの通信販売」で契約トラブルが急増しています！
「定期購入トラブル」と呼ばれ、健康食品や化粧品などの通信販売で多く発生している例を紹介します。

<事例>

健康志向のAさんがスマートフォンを見ていると、「あの有名な▲▲も愛用中！限定100名様！初回無料！・・・」などと魅力的な言葉がたくさん書かれた健康食品の広告を見つけました。

Aさんは「初回無料なら、注文してみよう」と、さっそくその商品を注文しました。

しかし、初回の商品が届いた翌月、何も頼んでいないのに同じ商品が再び届きました。そこでスマートフォンの注文画面を確認してみたところ、



よく見ると、画面に「購入期間と特別価格の記載」がありました。
結局、2回目から4回目までの計3回分（12,000円）を支払うことになってしまいました。

知っておこう！



通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約や返品については、ホームページの表示に従わなければなりません。



「定期購入とは知らなかった」「商品が気に入らない」などの理由では、解約や返品ができません。

※ただし、返品条件などが、サイト内および購入する前の確認画面に書かれていなかった場合は、商品が到着してから8日以内(到着日を含む)であれば返品が可能です。

商品を購入するときのチェックポイント

1. 「事業者名や連絡先など」の記載がありますか？

2. 「契約内容や解約条件」の記載がありますか？

注文する前に必ず確認し、返品特約・解約条件などの画面を印刷するか、または画面保存をしておきましょう。※画面の下部に、小さい文字で書かれている場合があります。

3. 「定期購入が条件」になっていませんか？

「お試し価格」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されている場合、定期購入が契約条件となることがあります。

4. 「解約の条件」が分かるように書かれていますか？

定期購入期間内の解約の可否、解約の申し出先や方法（電話やメールなど）を確認しましょう。

<解約手段が電話しかない場合>

「業者に電話がなかなかつながらない」場合でも、解約を業者に連絡した記録(日時など)を残しておきましょう。

<商品を使用したけど、「身体に合わない」などの理由の場合>

業者に診断書を提出しても「定期購入期間中は解約できない」とホームページに記載している」と断られるケースが多くなっています。

※トラブルになった場合は消費生活センターに相談しましょう。

~~~~わからないことは、消費生活センターに相談を!! ~~~~